

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 236 回

中小企業にとってはまだまだきびしいときが続きます。いやますますきびしくなると言っても過言ではありません。

平成元年ぐらいから一貫して、日本は経済も成長が止まり、下降局面に入ってきました。このような日本で生き残りを図ることは大変難しいことに違いありません。

やはり常に改革を図ること、新しい事業を見つけること、仲間を見つけること、従業員の質を向上することが必ず必要ですね。

なんとか継続してください、そのためにがんばってください。

ところで、あの中国のリーダーについて一言

中国人は一般に組織としてまとまって動くことを苦手としている。放っておくとすぐ個人、個人となる。その代わり、個人となると強い。どんな逆境に陥ってもしぶとく生き抜いていこうとする。その粘り強さたるや、我々日本人の遠く及ぶところではない。だが、組織となると信じがたいほど脆い。過去の歴史から見ると、よく何十万の軍隊がたった一度の負け戦で雲散霧消してしまうといったケースが見られる。この人々をどうすれば組織としてまとめることができるのか。

中国のリーダーは皆それで苦勞してきた。その苦勞の大きさがスケールの大きいリーダーを生む原因となっている。

バラバラになりがちの人々をどうすれば一つにまとめることができるのか、中国のリーダーは皆それで苦勞してきた。

では組織をまとめるコツは何か。

やはり、厳 —— 信賞必罰の姿勢 —— のようだ

少し参考にしてください。

前田の《今人生を語る》第 141 回

めざめよ日本人

今の日本にとって、どんな教育が必要か、すなわちどんな人材が必要か。会社も同じ。

今のわが社にとって、どんな従業員が必要か、その人材をどのように育成すればいいのか、どんな教育をすればいいのか。

やはり日本も会社も命は教育だと思います。考えましょう、そして願ひましょう。思えば成ります。

平成23年税制改正 法人税について

佐藤 洋

先日発表された税制大綱のうち今回は法人税について概要を説明していきます。

【主な改正点】

1. 法人実効税率の5%引き下げ

法人税の税率について、以下の引下げを行います。

	現 行		改正案	
		年800万円以下		年800万円以下
普通法人	30%	—	25.5%	—
(参考) 法人実効税率 (国税+地方税 (東京都)) 40.69% → 35.64%				
中小法人	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)
公益法人等、協同組合等 (単体) 及び特定の医療法人 (単体)	22%	(18%)	19%	(15%)
協同組合等 (連結) 及び特定の医療法人 (連結)	23%	(19%)	20%	(16%)
特定の協同組合等の特例税率 (年10億円超)	26%		22%	

(注1) 中小法人には、一般社団法人等及び人格のない社団等を含みます。

(注2) 「現行」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度に適用されています。

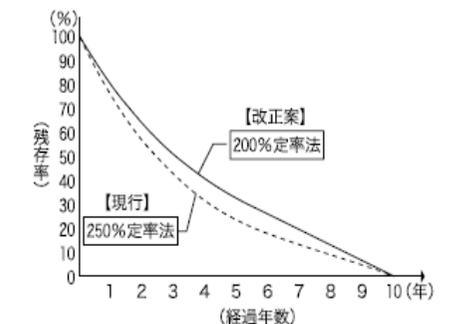
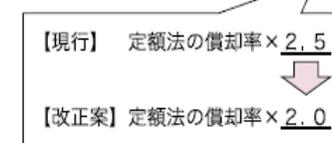
(注3) 「改正案」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用します。なお、中小法人、公益法人等、協同組合等及び特定の医療法人の平成23年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、経過措置として現行の租税特別措置法による税率を適用します。

2. 減価償却資産の償却率の見直し

定率法の償却率について、定額法の償却率 (1/耐用年数) を2.0倍 (現行:2.5倍) した数とします。

○ 償却限度額

- ・ 定額法: 取得価額 × 定額法の償却率
- ・ 定率法: 未償却残額 (=期首帳簿価額) × 定率法の償却率



(注) 平成23年4月1日以後に取得をする減価償却資産について適用します。ただし、同日をまたぐ事業年度において、同日からその事業年度終了の日までの期間内に減価償却資産の取得をした場合には、現行の償却率による定率法による償却を可能とする等の経過措置を講じます。

3. 欠損金の繰越控除制度の見直し (中小法人等は対象外)

欠損金の控除限度額を所得金額の8割とし、繰越期間を9年 (現行7年) に延長します

4. 貸倒引当金制度の適用法人を銀行・保険会社及び中小法人等に限定

5. 一般の寄付金の損金算入限度額を資本金額等の額の1,000分の2.5相当額と所得金額の100分の2.5相当額との合計額の4分の1 (現行2分の1) に引き下げます。